

## 公益財団法人小山市スポーツ協会表彰規程

### (目 的)

第1条 この規程は、小山市のスポーツ振興に貢献し、その功績が顕著なもの及びスポーツ界で優秀な成績を収めたものを表彰し、その栄誉を顕彰することに関して必要な事項を定める。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
- (2) 優秀選手・団体賞
- (3) 優秀監督・指導者賞
- (4) 特別賞
- (5) 感謝状

### (選考基準)

第3条 表彰の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
  - ア 永年にわたって、本市スポーツの普及・振興に尽力し、著しい功績のあった者
  - イ 特に公益財団法人小山市スポーツ協会（以下「協会」という。）役員等として協会発展のために、永年にわたって多大な功績があると認められた者
- (2) 優秀選手・団体賞
  - ア 全県的に開催されるスポーツ大会に出場し、優勝した選手及び団体
  - イ 関東及び全国的なスポーツ大会に出場し、優勝若しくは優秀な成績を収めた選手及び団体
  - ウ その他、協会に加盟し、上記ア又はイの大会に類すると認められる大会に出場して、その成績が上記ア又はイの各基準に適合すると認められた選手及び団体
- (3) 優秀監督・指導者賞
  - ア 前号ア・イ・ウに該当する選手又は団体の監督として出場し、その実績を認められた者
  - イ その他、協会の組織に加盟し、他の模範と認められる選手及び団体の育成・指導に当たり、永年にわたる実績を認められた者
- (4) 特別賞
  - ア 国際大会に出場した選手及び団体
  - イ 本市のスポーツ振興又はスポーツに対する市民意識の高揚に寄与すると認められる大会に出場した選手及び団体

(5) 感謝状

ア 協会の賛助会員として、永年貢献のあった個人及び団体

イ 協会に対し、年間20万円以上の金額又は同等の物件を寄与した者

ウ その他、永年にわたり協会の発展のために寄与された個人及び団体

2 前項第2号に規定する表彰の対象者は、協会加盟団体のうち、種目別体育団体（以下「競技団体」という。）及び学校体育団体（以下「学校団体」という。）に所属し、各団体の所属者名簿に記載された者とする。

3 第1項第1号のスポーツ功労賞を受けた者に、再度スポーツ功労賞の事由が生じても、これを行わないものとする

4 第1項第2号の優秀選手・団体賞の該当となる者が、第1項第4号の特別賞の該当となった場合、特別賞の対象とする。

（被表彰者の推薦）

第4条 前条に該当するものがあるときは、協会の関係組織団体長が、別紙推薦書に必要事項を記入して、協会会長に推薦する。

2 前条第1項第2項に規定する表彰の対象者について、学校団体においては、学校体育連盟の主催する大会のみを対象とし、それ以外の大会については各競技団体から推薦するものとする。

（被表彰者の決定）

第5条 被表彰者の選考は、前条により推薦されたものについて、選考委員会（総務委員会）で選考及び決定し、理事会及び評議員会に報告する。

（表彰及び記念品）

第6条 受賞者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

（被表彰者死亡の場合の措置）

第7条 被表彰者が表彰を受ける前に死亡したとき又は死亡した者が被表彰者となったときは、その遺族に対し表彰状又は感謝状及び記念品を贈るものとする

（補則）

第8条 表彰に関する細部については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項の規定による公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成25年4月1日）

附 則

この規程は、令和2年10月1日より一部改正し施行する。（第3条第2項条文の追加）

附 則

この規程は、令和2年10月1日より一部改正し施行する。（第4条第1項条文受賞

者の申請から受賞者の推薦への改正)

附 則

この規程は、令和2年10月1日より一部改正し施行する。(第4条第2項条文の追加)

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。(法人の名称変更)

附 則

- 1 この規程は、交付の日より施行し令和5年4月1日より適応する
- 2 公益財団法人小山市スポーツ協会スポーツ顕彰規程は、廃止する